



あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2021/5/10

NO.415 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

裏面もご覧ください



関川村朴坂の土蔵

村上民商 会員さん紹介コーナー

伊藤左官業 伊藤芳夫さん(66歳)
 「お客様に喜んでもらえることが一番。これからも楽しみながらやっていきたい」

連絡先 ◆住所 関川村南中 424
 ◆電話 0254-64-0199



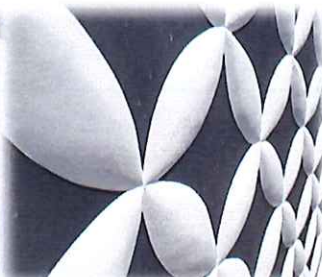
第10回目の村上民商会員のご紹介は、関川村で左官業を営む伊藤芳夫さんです。



伊藤さんの自宅の庭からは光兔山が見渡せます



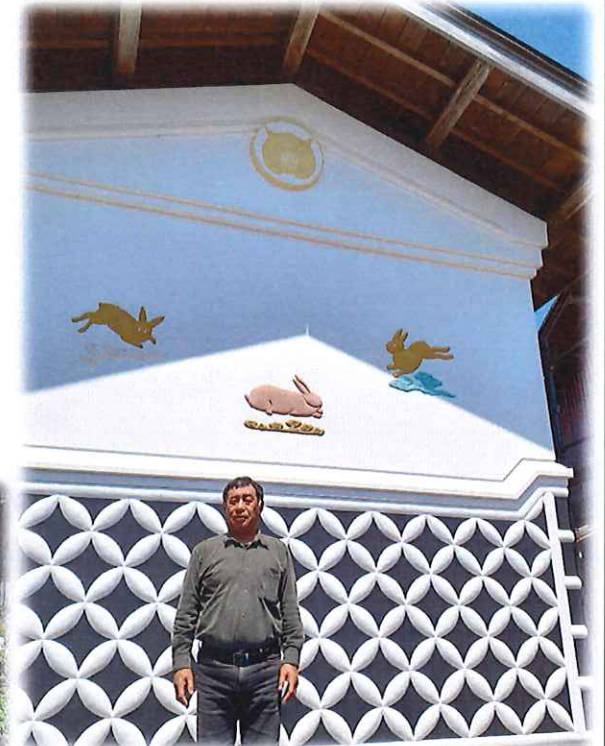
土蔵にはウサギの紋



土蔵の「なまこ壁」



神社入口から見える土蔵(左奥)



光兔神社土蔵の前に立つ伊藤さん

「未来のために、若い人を職人として育てたい。専門的、伝統的な技術を伝えたい」と意欲を見せています。

師匠からの独立後は、税金の申告で民商へ入会。「何も分からないので、民商で何でも相談できるし、カバーしてくれる人が脇にいてくれて助かっている」と話しています。そして「未来のために、若い人を職人として育てたい。専門的、伝統的な技術を伝えたい」と意欲を見せています。

「見えなくても絶対には抜かない。あれこれ考えて楽しみながら仕事をしていく」と、この特殊な仕事に誇りを持っています。

関川村には観光客にも人気の「光兔神社」にある土蔵の壁も伊藤さんが手がけました。ウサギの絵柄は「お客様にに来てもらいたいから」と伊藤さんがオリジナルで考えて塗ったもの。黒の地下に白く浮き出ている「なまこ壁」も綺麗な模様となっており、重要な文化財の渡邊邸や神社なども携わりました。

中学校卒業後から50年程左官業をやってきましたが、土蔵の仕事はある日知り合いから紹介されたことがきっかけ。その人がいなければ土蔵の仕事はしていません。忙しい日々を過ごしています。

関川村の左官業、伊藤芳夫さん(66歳)は、主に土蔵のしつこい塗や土壁塗りを手がけています。評判は口コミで広がっていき、今では忙しい日々を過ごしています。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月1,000円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2021/5/10

NO.415 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

国の「一時支援金」制度説明会 開催

22日、飲食業の会員さんを対象に「一時支援金」説明会を開催、4名が参加しました。この制度説明会には、稲葉共産党市議も駆けつけました。

参加者は「この状況だから、夜はお客さんが誰もこない。ゼロだ」「火、水、木曜日はお客様が一人も来ない」「村上でコロナが出たから、なおさら。ひどい状況だ」「この先どうなるのだろう」と、新型コロナウイルスで大きな影響を受けています。

制度の説明では「申請の書類は何を用意したらよいのか?」「パソコンから申請するのか?自分でやってみるので、分からないところは民商で教えてほしい」「どこで認定番号もらえばいいのか?」などと質問が相次ぎ、配布された資料は真剣に目を向けていました。



「民商の共済に加入したい」

農業の会員Aさんは竹内民商会長に「共済に加入したい」と相談、後日Aさんは民商事務所へ加入手続きをしました。共済会の説明をし、「前から民商の共済は気になっていたの良かった」と話していました。

☆共済会費は毎月1,000円

☆同居家族、従業員も加入できます

民商はみなさんの

「困った!」の力になります

商工新聞は毎週月曜発行で、購読料は月500円。商売に役立つ情報が満載、毎週内容豊富な商工新聞を購読して下さる方は是非、ご紹介ください。

固定資産税減免申請

「税金が下がって良かった」

新型コロナウイルスの影響で売上が減少した会員Bさんは「固定資産税減免申請」を民商で相談しながら書類を完成させ、2月に村上へ提出しました。「4月中旬に固定資産税の手紙が届いた。税金が前より少なくなっていた。今この状況で売上も減少しているので良かった。助かりました」と民商へ連絡がありました。

払いきれない消費税、困っていませんか?民商へ早めに相談を

税金を一度に払いきれないときは、「換価の猶予」の制度を積極的に活用しましょう。税務署などの督促状を放置しておく、預金や売掛金などを差し押さえられてしまう場合があります。

「換価の猶予」の申請が認められると、延滞税が減額・免除となり、差押えを解除することができるとあります。

単なる「分納」の制度は、本税に加えて延滞税の負担が重くなり、「換価の猶予」の制度とは全く違う効果となります。この制度は、国税などが対象です。



過払い金の相談も受付しています

5月の無料法律相談

日時 5月14日(金)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 5月12日(水)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。